

## 議第31号

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井 孝治

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 認可外保育施設（第16条の2・第16条の3）」を  
「第3章の2 特定乳児等通園支援事業（第16条の2～第16条の7）」に改  
第3章の3 認可外保育施設（第16条の8）」  
める。

第16条の2を削る。

第16条の3中「(前条の規定により満たすべきこととされているものを除く。)」を削り、第3章の2中同条を第16条の8とする。

第3章の2を第3章の3とし、第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 特定乳児等通園支援事業  
(人権の擁護及び虐待の防止)

第16条の2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第16条の3 特定乳児等通園支援事業所の管理者及び乳児等支援給付認定子

どもの利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第16条の4 特定乳児等通園支援事業所は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(非常災害対策)

第16条の5 特定乳児等通園支援事業者は、消火器その他の消防設備、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、及び非常災害に備えるために必要な訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月1回以上、これを行わなければならない。

(衛生管理等)

第16条の6 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所において、乳児等支援給付認定子どもの使用する設備、食器等を衛生的に管理し、及び飲用に供する水について衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(その他の基準)

第16条の7 第16条の2から前条までに定めるもののほか、法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準とする。

第17条中「又は第11条」を「、第11条又は第16条の4」に改める。

第21条の見出しを削り、同条第1号中「第30条の3」の右に「及び第30条の13」を加え、同条第2号中「第30条の3」の右に「及び第30条の13」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の右に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附則第2項の見出し中「府令」を「関係府令」に改め、同項中「及び第16条」を「、第16条、第16条の7及び第16条の8」に、「及び府令」を「、規則及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（以下「関係府令」という。）並びに関係府令」に改める。

附則第3項中「又は第16条」を「、第16条、第16条の7及び第16条の8」に、「府令」を「関係府令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

2 子ども・子育て支援法第54条の3において読み替えて準用する同法第47条第1項に規定する特定乳児等通園支援事業所のうち、この条例の施行の際本市の区域内において現に児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所

の用に供しているもの（京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第22条の5の規定の適用を受ける同条に規定する乳児等通園支援事業所並びにこの条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。）については、この条例による改正後の京都市子ども・子育て支援法施行条例第16条の4の規定にかかわらず、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において、同条例第16条の4の規定を適用しない。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業所を管理する者は、当該事業所について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める等の必要があるので提案する。